令和　５年　４月　２０日
令和5年6月29日　一部修正

# 令和５年度　筑波大学附属病院若手医師/歯科医師海外派遣事業募集要項

附属病院長　　原　　晃

副病院長（診療・国際担当）
国際医療センター部長
平松　祐司

1.　事業概要等

本院では、若手医師/歯科医師を海外に派遣することにより、国際感覚、高度な技術を習得した優秀な人材を育成し、本院医療水準の高度化及び国際化を図ることを目的とする。

派遣の対象者は、本院の人事手続きを経て雇用された者で、なおかつ本院から給与を支給されている者とし、原則として１ヶ月以上３ヶ月未満の期間で研修（臨床研修、臨床研究または国際連携推進を目的）を希望する者とし、50 万円を上限として研修費を支給する。

２．申請手続き

(1) 応募条件

① ４５歳以下の医師または歯科医師

② 病院講師、病院助教については、これまで附属病院において当該職位での勤務経験が１年以上で、かつ派遣終了後の翌年度 1 年間は附属病院で勤務する予定のある者に限る。

③ クリニカルフェロー及びレジデント（シニア以上に限る。）については、診療科長と相談の上、本院では経験できないような特色のある研修計画をたて応募すること。
人事上本院所属の者。

④ 医学医療系教員については、本院で診療に関わっている者で、人事交流プログラムの開発及び臨床交流活動等実績を有する者とする。
本学での勤務経験が 1 年以上で、かつ派遣終了後の翌年度１年間は本学で勤務する予定のある者。

⑤ 本事業による海外渡航は、同一職位中で１回に限るものとする。

(2) 募集人数

５名程度（予算の範囲に応じて）

(3) 今年度１か月以上３か月未満（令和６年３月１５日までに帰国）

(4) 海外派遣中の扱い

海外派遣中については研修扱いとし、給与は研修費とは別途支給するため、派遣先から報酬を受けないこと。

(5) 研修のための経費として以下の費用を本院より支給する。不足分は自己負担。

研修費（15 万円。その他当該プログラム研修に係る費用として１研修日あたり７千円）
ただし、研修費の合計額は５０万円を上限とする。

(6) 申請

海外派遣を希望する者は、下記申請書類を国際医療センターに提出するものとする。

① 申請書（様式１）
② 履歴書（様式２）
③ 全研究業績目録（様式３）
④ 派遣先での研修計画書（様式４）
⑤ 筑波大学附属病院若手医師／歯科医師等海外派遣事業　推薦書（様式５）
⑥ 派遣先からの招聘状及びその和訳　（任意）

提出期限：令和５年（２０２３年）６月３０日（金）１７時　必着

※提出期限を変更しました。6/29
→７月１４日（金）１７時必着

３．選考方法

附属病院若手医師等派遣審査委員会が、書類審査及び面接の上、派遣者を決定します。

４.研修終了後

①派遣費用請求手続きを速やかに行う。(派遣決定後の案内に従う)

②海外研修終了後１ヶ月以内に、和文報告書（2000 字程度、以下の内容を記載）を提出

・研修内容及び趣旨
・研修で学んだことを附属病院における医療水準の高度化にいかに活かすか。
・海外生活に関して、今後本事業にて研修する者が参考になる情報 。

＜問合せ・申請書提出先＞
国際医療センター（ＩＭＣ）
場 所 ： けやきアネックス棟３階３０２
E-mail: imc@un.tsukuba.ac.jp
TEL ： 3575（内線）